特定（介護予防）福祉用具販売　ダスキンヘルスレント台東ステーション運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社ナックが開設するダスキンヘルスレント台東ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定特定（介護予防）福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員講習会修了者（以下「専門相談員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定（介護予防）福祉用具販売を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。

２　事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　ダスキンヘルスレント台東ステーション

二　所在地　東京都台東区入谷２丁目３６－７

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　　１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う

二　専門相談員　常勤換算　２名以上

専門相談員は、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整及び福祉用具貸与計画の作成等を行う

三　事務職員　　１名以上

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から金曜日　ただし、祝日及び８月１３日から８月１５日、１２月３１日から１月３日までを除く。

二　営業時間　午前９時から午後６時までとする。

三　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（福祉用具貸与等の提供方法、内容及び利用料等）

第６条　特定（介護予防）福祉用具販売の提供方法及び内容は次のとおりとし、特定（介護予防）福祉用具販売を提供した場合の販売費用の額は、別紙料金表によるものとする。

２　専門相談員は特定（介護予防）福祉用具の販売にあたっては、利用者の身体の状況、利用者の希望、その置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的な指定特定福祉用具販売の内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成する。

３　特定（介護予防）福祉用具販売にあたっては、特定福祉用具販売計画に基づいた適正な特定福祉用具を選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供するとともに、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状況に応じて福祉用具の調整等を行う。

４　貸与・購入の選択制の商品については利用者に必要な情報提供と提案を行う。

５　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う特定（介護予防）福祉用具販売に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。

（１）通常の事業の実施地域を越えて１ｋｍにつき　１００円

（２）特別な搬入による場合　実　費

６　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、台東区、荒川区の区域とする。

（相談・苦情対応）

第８条　当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、販売した特定（介護予防）指定福祉用具に係る利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

２　当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から５年間保存する。

（事故処理）

第９条　当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から５年間保存する。

３　当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一　虐待防止に関する責任者の選定　責任者：郷田尚芳
二　虐待防止のための指針の整備及び対策委員会の設置、従業員に対する啓発と定期的な研修の実施
三　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
四　虐待の防止のための指針を整備する。
五　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
六　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
２　前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１１条　特定（介護予防）指定福祉用具販売事業所は、専門相談員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
一　採用時研修　採用後３カ月以内
二　継続研修　　年６回
２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ナックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（業務継続対策）

第１２条　事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続するために、業務継続計画を策定する。なお、当該計画については、従業者に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。又、定期的に計画の見直しを行う。

（感染症対策）

第１３条　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、半年毎に対応を検討する対策会議を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るとともに、対応方針を整備する。又、従業者に対し、感染症対策の研修及び訓練を年定期的に実施する。

（暴力団排除）

第 15 条　事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者と従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員をいう。）ではなく、また事業所の運営について暴力団員の支配を受けません。

附　則

この規程は、２０２４年１２月１日から施行する。